消費税専用定期積金（愛称:しんきん納税プラン）

消費税を納付する目的で
積み立ていただく定期積金です

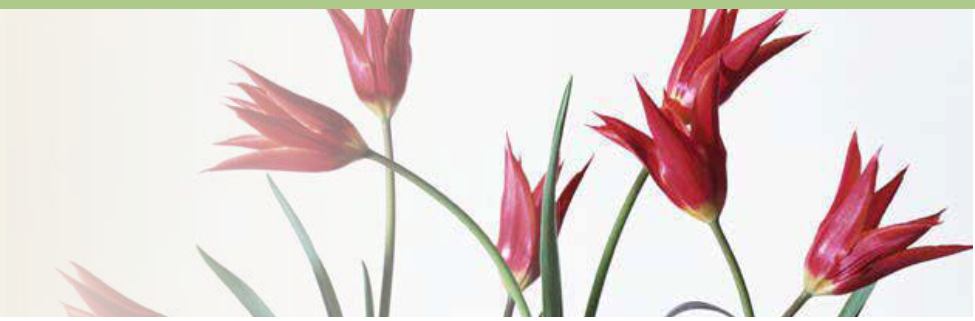

※詳しくは最寄りの窓口でご確認ください。

2018年4月2日現在

商品名	消費税専用定期積金（愛称:しんきん納税プラン）
ご利用いただける方	消費税を納付する、法人および個人事業主の方
お預入れ期間	1年
お預け入れ	(1)お預入れ方法　：　契約期間内で、定期または数回にわたり掛金の払い込みができます。 (2)お預入れ金額　：　1回あたり 1,000円以上 ※毎月一定額の積立です。 (3)お預入れ単位　：　1,000円単位
払戻（お支払い）方法	満期日（払込みが遅れた場合は繰延満期日）以後に一括してお支払いします。
お利息	(1)適用金利　：　固定金利 当初契約時の店頭表示の利率（年利回り）を約定利率として満期日まで適用します。 (2)利払方法　：　給付補填金は満期日（払込が遅れた場合は繰延満期日）以後に一括してお支払いします。 (3)計算方法　：　給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	個人の方の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金（分離課税）がかかります（なお、マル優はご利用できません）。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 法人の方は総合課税となります。
手数料	-
付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替によるお預け入れができます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、掛金の総積数とご解約日における普通預金利率により計算したお利息を、元金（掛込残高相当額）とともにお支払いします。
金利情報の入手方法	https://www.narashin.co.jp/service/kinri/index.html をご確認ください。
その他参考となる事項	「総合口座」の担保とすることはできません。 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 または当初契約時の店頭表示の年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 満期日以後のお利息は、給付契約金（掛込総額に達しない場合は掛込残高相当額）の満期日からご解約日までの期間について、ご解約日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象預金です。 預金保険によって1預金者あたり元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座があるときは、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます）。

奈良信用金庫
フリーダイヤル 0800-170-6314
受付時間 平日9:00～17:00